

# 参考資料

## 久留米広域連携中枢都市圏推進協議会設置要綱

### (協議会の設置及び目的)

第1条 久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町及び大木町の4市2町（以下「連携市町」という。）における連携中枢都市圏構想の推進を図るため、久留米広域連携中枢都市圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 連携中枢都市圏構想における手続きの調整に関すること。
- (2) 経費の調整に関すること。
- (3) 連携中枢都市圏ビジョンの策定に関すること。
- (4) 連携中枢都市圏ビジョンの推進に関すること。
- (5) その他、連携中枢都市圏構想の推進に関し、必要な事項に関すること。

### (協議会の組織)

第3条 協議会は、連携市町の市長又は町長を委員として構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長には久留米市長が就き、副会長には久留米市を除く構成市町の長が就く。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (協議調整)

第5条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会、調整部会及びワーキンググループを置く。

### (幹事会)

第6条 幹事会は、連携市町の副市長又は副町長、並びに久留米広域市町村圏事務組合理事を委員として構成する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には久留米市の副市長が就き、副幹事長には久留米市を除く構成市町の副市長、副町長が就く。
- 3 幹事会の会議については、協議会の例による。

### (調整部会)

第7条 調整部会は、連携市町の企画関係の担当課長及び久留米広域市町村圏事務組合事務局長を委員として構成する。

- 2 調整部会には部会長及び副部会長を置き、部会長には久留米市の企画担当課長が就き、副部会長には久留米市を除く構成市町の企画担当課長が就く。
- 3 調整部会の会議については、協議会の例による。

(ワーキンググループ)

第8条 ワーキンググループは、必要に応じて設置するものとし、連携市町の関係職員を委員として構成する。

2 各ワーキンググループにグループリーダー及びサブリーダー1名を置き、グループリーダーには久留米市の所管課職員が就き、サブリーダーは委員のうちから互選により選任する。

3 グループリーダーを務める久留米市の担当課に事務局を置き、各ワーキンググループの運営を行うものとする。

4 各ワーキンググループの会議については、協議会の例による。

(解散)

第9条 協議会は、その目的を達成したときは、解散するものとする。

(事務局)

第10条 協議会運営の全般を行う事務局は、久留米市総合政策部に置く。

2 事務局に事務局長及びその他必要な職員を置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

(設置)

第1条 久留米広域連携中枢都市圏ビジョン（以下、「ビジョン」という。）の策定（変更を含む。）及び進捗管理にあたり、産業、大学・研究機関、金融機関、行政機関、市民団体など、幅広く多角的に意見を聴取するため、久留米広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定（変更を含む。）及び進捗管理のための審議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員40名以内で組織し、市長が委嘱及び任命する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときはその職務を行なう。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、久留米広域連携中枢都市圏ビジョンの当該計画期間までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 座長は、懇談会を招集し、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 座長は、懇談会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(協議調整)

第8条 懇談会で審議する事項について、協議し、又は調整するため、別表のとおり懇談会に分科会を置く。

(分科会)

第9条 分科会は、懇談会委員により構成する。

2 分科会の会議については、懇談会の例による。

(分科会会長)

第10条 分科会に分科会会長を1名置き、座長の指名によりこれを定める。

2 分科会会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(庶務)

第11条 懇談会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

別表

分科会の名称	主な施策分野
経済成長のけん引分科会	産業振興、広域観光・MICE など
都市機能・生活関連機能サービス検討分科会	医療、文化・芸術、子育て支援、公共交通、移住促進、人材確保・育成 など

## 久留米広域連携中枢都市圏のこれまでのあゆみ

平成27年4月 久留米広域連携中枢都市圏推進協議会（4市2町の首長会議）を設置

平成27年5月 連携中枢都市圏の形成に向けて、国の委託事業「新たな広域連携促進事業」に申請、認定（6月）

平成27年11月 久留米市が中心都市となり、本圏域の3市2町をけん引していく姿勢を表明した「連携中枢都市宣言」を実施

平成27年12月 圏域を構成する4市2町の12月議会において、久留米広域連携中枢都市圏の連携協約を議決

平成28年1月 久留米広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会 全体会及び分科会を設置

平成28年2月23日

- ・久留米広域連携中枢都市圏ビジョン(第1期)を策定
- ・久留米市が、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町と久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結

平成28年4月1日

久留米広域連携中枢都市圏ビジョンに基づく事業開始

用語解説

語句	初出	解説
a to z	AI	人工知能：Artificial Intelligenceの略。人間の知的な思考・行動をコンピュータで人工的に行うこと。
	CIO	情報化統括責任者：Chief Information Officerの略。業務の革新、情報技術の活用を推進する役割を担う。
	DX	デジタルトランスフォーメーション：Digital Trans(=X)formationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	GIGAスクール	GIGAは、「全ての人にグローバルで革新的な入口を」：Global and Innovation Gateway for Allの略。令和元年12月に、文部科学省が「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現」を目標とする「GIGAスクール構想」を打ち出した。
	KPI	重要業績評価指標：Key Performance Indicatorの略。目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標をいう。
	MICE	企業等の会議：Meeting、企業等の行う報奨・研修旅行：Incentive Travel、国際機関・団体、学会等が行う国際会議：Convention、展示会・見本市、イベント：Exhibition/Eventの頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。
	RPA	ロボットによる業務自動化：Robotics Process Automationの略。人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
	SDGs	持続可能な開発目標：Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいい、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す。
ZEB	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：Net Zero Energy Buildingの略。建物の高断熱化と省エネルギー設備機器により消費エネルギーを減らしつつ、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する建物のエネルギー量の収支が概ねゼロとなることを目指す建物のこと。	
あ く ん	アウトリーチ	文化芸術では、劇場・音楽堂など芸術を鑑賞する場から手を外に伸ばしていく芸術普及活動の意味で使われ、アーティストの学校や福祉施設などへの派遣や、施設にとらわれないミニ・コンサートや参加体験型事業の実施など館外活動のことを指す。
	経営耕地	農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。

語句	初出	解説
あ く ん	産業大分類	13頁 統計調査をそれぞれ産業別や商品別に比較しやすくし、より統計を使いやすくするために設けられた「標準統計分類」上の大分類。
	人口自然動態	10頁 出生・死亡に伴う人口の動き。
	人口社会動態	10頁 転入・転出に伴う人口の動き。
	製造品出荷額等	16頁 製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計。
	販売農家	14頁 経営耕地面積が30 a 以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
	病児保育	23頁 病気及び病気回復期のため保育園や学校等に通うことができない乳幼児・学童を、保護者が仕事・傷病・事故・出産・冠婚葬祭のために家庭での保育ができないとき、病院・診療所に付設された専用スペースで預かる制度。
	マイクロツーリズム	41頁 地元の人が地元の観光を楽しむ旅のスタイル。
	ワーケーション	29頁 仕事：Workと、休暇：Vacationを組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

---

第2期久留米広域連携中枢都市圏ビジョン

令和6年10月更新

発行 久留米広域連携中枢都市圏推進協議会

編集 久留米市総合政策部総合政策課

---